

揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の以下 3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 揭示日 令和 8 年 10 月 21 日（水）
- 2 発注者
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦
- 3 業務概要
 - (1) 件名
令和 8 年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険
 - (2) 業務内容
別紙 1「仕様書」による。
 - (3) 履行期間
令和 8 年 12 月 15 日（火）から令和 9 年 12 月 15 日（水）まで
履行開始日の午後 4 時から終了日の午後 4 時までとする。
 - (4) 履行場所 東京都新宿区西新宿七丁目 10-5 西新宿七丁目ビル
- 4 競争参加資格
 - (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 都市再生機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続の開始後、別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
 - (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「（入札説明書別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
 - (5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の規定に基づく損害保険業免許を受けている者であること。
 - (6) 東京都に本支店又は営業所等、若しくは保険代理店があること。
 - (7) 財産保険（オールリスク型特約、電氣的機械的担保特約を含む）の商品を保有していること。
 - (8) 直近事業年度において、次のいずれかの格付け機関において「A」以上の格付けを有すること。
 - ① 株式会社格付投資情報センター

- ② 株式会社日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ④ ムーディーズ S F ジャパン株式会社
- ⑤ S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
- ⑥ フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
- (9) 直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が 200%以上であること。

5 担当部署

- (1) 申請書及び資料について
〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目 5-1 新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
アセット活用部 活用企画課（施設経営担当）
電話 03-5323-0663
- (2) 令和 7・8 年度の一般競争参加資格について
〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目 5-1 新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話 03-3347-4252
- (3) 入札・契約手続について
上記(2)に同じ。

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
上記 4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記 4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていなければならない。
なお、①の期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 申請書及び資料の提出期間
令和 8 年 10 月 21 日（水）から令和 8 年 11 月 5 日（木）の午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日並びに正午から午後 1 時の間は除く）。
- ② 申請書及び資料の提出場所
上記 5(1)に同じ。
- ③ 申請書及び資料の提出方法
すべての必要書類を②の提出場所に事前連絡の上、持参又は簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460 円）分の切手を貼付した長 3 封筒を提出すること。また、申請書等の提出にあたっては別紙 2「提出書類一覧表」を添付するものとし、書類等の提出漏れがないよう留意する。
- (2) 申請書は、様式 1 により作成すること。
- (3) 資料は、様式 2 により作成すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 11 月 12 日（木）までに通知する。
- (5) 使用印鑑届及び委任状の提出について

使用印鑑届は、様式3により作成すること。

委任状（復代理委任状）又は年間委任状は、様式4により作成すること。

(6) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

7 掲示文兼入札説明書等に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書等（仕様書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期限
令和8年11月19日（木） 午後4時
- ② 提出場所
上記5(1)に同じ。
- ③ 提出方法
提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。なお、封筒には「質問書在中」と朱書きすること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間
令和8年11月20日（金）から令和8年11月30日（月）までの午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日並びに、正午から午後1時の間は除く）。
- ② 閲覧場所
上記5(1)に同じ。

8 入札書の提出期限及び場所等

- (1) 提出期間
令和8年11月13日（金）から令和8年11月30日（月）までの午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日並びに、正午から午後1時の間は除く）。

- (2) 提出場所
〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5-1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話 03-3347-4252

- (3) 提出方法
入札書は、様式5により作成すること。持参若しくは郵送によるものとする。持参の場合は事前に提出場所に連絡し、持参日時を調整のうえ持参すること。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。郵送の場合は、二重封筒にし、中封筒には様式5入札書のみを封入し、封筒表面に「入札書在中」と朱書きすること。なお、電送によるものは受け付けない。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和8年12月1日（火）午前10時
- (2) 開札場所

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目 5－1 新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 会議室

- (3) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、入札者の立会
は不要とする。

10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律
第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札
価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなら
ない。
(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に
開示してはならない。

11 入札方法

- (1) 入札金額は、火災保険料の金額の総価を記載すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
(3) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。再入札の日時については別
途連絡するものとする。
(4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 入札の無効

本揭示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資
料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関す
る条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には
落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であって
も、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当す
る

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）
第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札
した者を落札者とする。

落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を 1 者決定する。

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否

本入札に係る契約は、保険契約の申込及び保険証券の発行をもって代える。

17 支払条件

- (1) 保険料の支払は一回払いとする。
(2) 保険会社の指定する期日までに保険料を支払うものとする。

18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。
- (5) 機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

仕 様 書

1 共通事項

(1) 件名

令和 8 年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険

(2) 保険契約者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦

(3) 保険内容

財産保険

(4) 保険期間

令和 8 年 12 月 15 日午後 4 時から令和 9 年 12 月 15 日午後 4 時までの 1 年間

(5) 保険種類及び特約条項の名称は問わない。

(6) 本仕様書記載の補償内容を縮小する特約の付帯は不可とする。

(7) 保険料の支払いは一回払とする。

2 保険内容

(1) 記名被保険者

保険契約者に同じ。

(2) 保険種類

火災保険普通保険約款（同等の保険約款を有する保険商品も可）でオールリスク担保の保険種目とする。なお、火災保険普通保険約款（一般物件用）にオールリスク担保特約を付帯することは可とする。

(3) 対象面積等

別紙 1 「物件概要」のとおり。

(4) 担保危険

ア 火災、落雷、破裂・爆発

イ 風災、ひょう災、雪災による損害

ウ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災により生じた損害

エ 騒じょう、労働争議等に伴う暴力行為若しくは破壊行為による損害

オ 建物外部からの物体の落下、衝突等による損害

カ 建物定着の板ガラスの破損

キ 盗難によって生じた盗取、汚損、破損

ク 給排水設備の事故に伴う漏水等による水漏れによる損害

ケ ビル付帯設備の電氣的又は機械的の事故による損害

コ その他不測かつ突発的な事故による損害

(5) 特別約款等

① テロ行為等による損害は対象外

② 地震を原因とする倒壊・火災による損害は対象外

(6) 保険金額

保険目的の種別ごとに次のとおりとする。

金 2,058,200 千円（再調達価額）

(7) 填補限度額

- ① ア・イについては一事故につき保険金額の全額
- ② ウ～コについては一事故につき 1,000,000 千円

(8) 免責金額

5 万円とする。なお、(4)イについては 20 万円フランチャイズ方式も可とする。

3 その他

- (1) 保険代理店は、東京都内で、保険会社が指定するものとする。
- (2) 落札者は、本仕様書に記載された普通保険約款・特別約款・特約条項に基づく保険契約の申込書を直ちに提出すること。
- (3) 本業務における生成 AI の取扱いについては、別紙 2「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」を参照すること。本業務において、発注時点で個人情報等（仕様書別紙 2 に定める氏名等及び同意取得個人情報を除く。）、第三者の秘密情報及び利用権限のない著作物等以外に発注者が指定する生成 AI への入力等禁止情報はありません。

以 上

保険期間 (予定)	始期日	2026年12月15日	(令和8年12月15日)		
	満期日	2027年12月15日	(令和9年12月15日)		
	期間	1 年	月		日 間
建物情報	区分	既存契約更新			
	建物の名称・仮称	西新宿七丁目ビル			
	物件所在地	東京都	新宿区西新宿七丁目10-5		
		都道府県名	区市町村名		
	建築年月	1981年08月	昭和56年8月1日		
	構造	その他(右のとおり)	(	SRC造	)
	外壁		(		)
	屋根		(		)
	階数	地上 10階	地下 1階	建て	
	用法	雑居ビル	(		)
	テナント	B1F～1F: 飲食店、2F～10F: ホテル(中長期滞在型レジデンスホテルを含む)			
	延べ床面積	7,961.97	㎡		
	取得(予定)価額		千円		
	保険金額	仕様書記載のとおり	千円		
	再調達価額	2,058,200	千円	填補限度額 (千円)	仕様書記載のとおり
	消火設備	スプリンクラー設備あり		その他	屋内消火栓設備あり
	昇降機	3 台	用途	人荷用	エレベータ
		1 台	用途	人荷用	エスカレータ

受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて

本別紙は、仕様書の一部を構成するものであり、本業務において受注者等が生成 AI を利用する場合の条件及び手続を定めるものである。受注者等は、本業務において生成 AI を利用する場合には、本契約及び仕様書に従い、生成 AI 及び生成物を適正に取り扱わなければならない。

1 目的及び適用

- (1) 本別紙は、生成 AI の適切な活用により本業務の効率化及び品質向上を図るとともに、情報漏えい、不正確な出力、第三者の権利侵害その他のリスクを適切に管理することを目的とする。
- (2) 本別紙は、受注者（請負者、受託者その他名称を問わず本業務を実施する者をいう。）又は当該受注者から本業務の全部若しくは一部について再委託若しくは下請負を受けた者（これらの者からさらに再委託又は下請負を受けた者を含み、これらを総称して「再委託先等」という。）（以下、「受注者等」という。）が、本業務の遂行手段として自ら契約し、又は管理する生成 AI を利用する場合に適用する。
- (3) 本業務において受注者等のいずれも生成 AI を利用しない場合、本別紙別添「生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書」（以下、「確認書兼誓約書」という。）の発注者への提出は要しない。

2 用語の定義

- (1) 「生成 AI」とは、人工知能に関する技術を用いて、利用者による情報の入力又はアップロード（以下、「入力等」という。）に応じ、文章、画像その他の情報を生成する機能を有するシステム、プログラム又はクラウドサービスをいう。
- (2) 「生成物」とは、受注者等が生成 AI を利用して得た文章、画像その他の情報をいう。
- (3) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号を含む情報をいう。
- (4) 「氏名等」とは、発注者の職員及び受注者等の氏名、役職、所属及び業務用連絡先のうち、本業務の遂行に必要なものをいう。
- (5) 「同意取得個人情報」とは、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得た個人情報をいう。ただし、要配慮個人情報及び個人番号を含む情報を除く。

3 生成 AI を利用するための条件及び手続

- (1) 受注者等は、本業務の遂行のために生成 AI を利用することができる。ただし、「4 入力等条件」の全てを満たし、「5 利用する生成 AI の安全要件」（以下、「安全要件」という。）の全てに適合する場合に限る。なお、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 受注者は、生成 AI の利用開始前に、あらかじめ確認書兼誓約書を発注者に提出しなければならないものとし、受注者等は、発注者から当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後、利用を開始するものとする。なお、受注者による確認書兼誓約書の提出及び発注者による当該連絡又は(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び本別紙に基づく義務及び責任を免除又は軽減するものではない。
- (3) 受注者等が複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合、受注者は、それぞれについて安全要件への適合を確認し、生成 AI サービス又は契約プランごとに確認書兼誓約書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 発注者は、確認書兼誓約書の記載内容を確認し、記載内容に不備がある場合又は受注者等による生成 AI の利用が本契約及び本別紙に適合しないと認める場合、受注者等に対し、確認書兼誓約書の修正、当該利用の停止その他必要な措置を求めることができる。

4 入力等条件

- (1) 受注者等は、次に掲げる情報を生成 AI に入力等してはならない。

区分	生成 AI に入力等してはならない情報
ア	個人情報等（氏名等及び同意取得個人情報を除く。）
イ	第三者の秘密情報（受注者等が第三者に対して秘密保持義務を負う情報をいう。）
ウ	受注者等が利用する権限を有しない著作物その他第三者の権利の対象となる情報
エ	発注者が生成 AI への入力等を禁止した情報

- (2) 氏名等は、議事録の作成その他本業務の遂行に必要な範囲で入力等することができる。
- (3) 同意取得個人情報は、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲に限り、生成 AI に入力等することができる。この場合、受注者等は、入力等を行う前に、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

- (4) 発注者は、本業務の内容、情報の性質その他の事情を踏まえ、生成 AI への入力等を禁止する情報を指定することができ、受注者等は、当該指定に従わなければならない。
- (5) 受注者等は、入力等を行う情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定するものとし、入力等可否に疑義がある場合は、当該情報を入力等する前に、あらかじめ発注者に確認するものとする。

5 利用する生成 AI の安全要件

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認し、利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が次の安全要件に適合することを確認しなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9は適用しない。

No.	安全要件
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限る、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報

No.	安全要件
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。

6 生成物の確認及び利用

- (1) 受注者等は、生成物を本業務に係る判断、処理、成果物の作成、発注者への提出物の作成その他本業務の遂行に利用する場合、自らの責任において、その内容及び利用の適否を確認し、必要な修正を行わなければならない。
- (2) 受注者等は、生成物のみに基づいて本業務に係る判断その他の業務遂行を行ってはならない。
- (3) 受注者等は、生成物に虚偽若しくは誤り、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容、偏見及び差別を含む内容又は本業務に不適切な内容が含まれていないことを確認しなければならない。
- (4) 受注者等は、(1)から(3)までの確認の結果、生成物に修正を加えずに、成果物、発注者への提出物その他発注者に提示する資料等に使用する場合、生成 AI を利用して作成した旨を当該成果物等に明記しなければならない。
- (5) (4)の明記は、受注者等の本業務に関する義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

7 適合状態の維持、変更時の対応及び利用終了

- (1) 受注者は、生成 AI の利用期間中、安全要件への適合状態を維持するとともに、再委託先等に維持させなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 利用規約、契約プラン、利用環境、設定その他安全要件への適合に影響する事項に変更があった場合、受注者は、変更後の生成 AI 利用開始前に、安全要件への適合状態を再確認しなければならない。

- (3) 受注者等は、(2)の再確認により、安全要件への適合を確認できない場合、当該生成 AI を利用してはならない。
- (4) 受注者は、(2)の再確認の結果、確認書兼誓約書の「1 基本情報及び利用する生成 AI」の記載内容に変更が生じる場合、変更後の利用開始前に、変更後の確認書兼誓約書を発注者に再提出しなければならない。受注者等は、発注者から変更後の内容で当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後に、利用を開始する。
- (5) 生成 AI の利用を終了した場合、受注者等は、安全要件 No. 6 記載の運用に従い、生成 AI サービス上の入力等情報及び生成物を削除し、又は削除されることを確保しなければならない。なお、同 No. 6 に定める受注者等が削除を要しない情報については、削除対象に含まないが、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いてはならない。
- (6) 受注者は、発注者から求めがあった場合、再委託先等による利用を含む生成 AI の利用状況、安全要件への適合状況及びこれらの確認方法を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

8 事故、不適合等への対応

- (1) 受注者は、事故、安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合、直ちに生成 AI の利用を停止し又は再委託先等に利用を停止させ、発生した事象、影響範囲及び講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な調査、是正、影響拡大の防止、再発防止その他の対応を行わなければならない。
- (3) 受注者は、発注者から求めがあった場合、安全要件への適合を確認した方法、事故等への対応状況を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

9 再委託

- (1) 受注者は、再委託先等に生成 AI を利用させる場合、当該利用が本契約及び本別紙に反しないことを確認した上で、当該再委託先等に本別紙及び確認書兼誓約書に定める受注者の義務と同等の義務を課し、これを遵守させなければならない。
- (2) 再委託先等による生成 AI の利用及び生成物の取扱いについて、受注者は、自ら行った場合と同様に、本契約及び本別紙に基づく責任を負う。
- (3) 受注者は、再委託先等が利用する生成 AI についても、その利用開始前に、当該再委託先等を明記した確認書兼誓約書を提出しなければならない。

10 成果物としての生成 AI システムとの関係

- (1) 発注者が利用することを目的として、本業務の成果物として生成 AI システムを構築又は導入する場合であっても、受注者等が本業務の遂行手段として別の生成 AI を利用するときは、その利用に本別紙を適用する。

- (2) 成果物として構築又は導入される生成 AI システムそのものの仕様、利用条件、検証及び導入後の運用管理については、仕様書その他発注者が定める条件による。

11 本別紙への違反等

受注者等が本別紙又は確認書兼誓約書に違反した場合、発注者は、生成 AI の利用停止、是正、再発防止策の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合において、発注者は、本項に定める措置に加え、本契約に基づく解除、損害賠償請求その他の権利を行使することができる。

以 上

生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書

本確認書兼誓約書（以下、「本書」という。）は、仕様書別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」（以下、「仕様書別紙」という。）に基づき、受注者等が本業務において生成 AI を利用する場合に、利用する生成 AI 及び安全要件への適合状況を受注者が確認するとともに、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守することを誓約するものです。

1 基本情報及び利用する生成 AI

契約件名	
受注者名	
生成 AI サービス名	
提供事業者	
契約プラン	
基盤モデル（モデルの名称（系列））	
本業務における利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託先等	再委託先等による利用： ☐ 無 ☐ 有 （会社名称： ）

複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合は、サービス又は契約プランごとに本書を作成するものとします。基盤モデルを複数のモデルから選択可能なサービスを利用する場合は、本業務で利用するモデルを記載してください。また、再委託先等が生成 AI を利用する場合、受注者は、当該再委託先等に係る別葉の確認書兼誓約書を提出するものとします。

2 安全要件への適合確認

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認してください。利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が以下の安全要件に適合していることを確認した上で、確認結果欄の「適合」にチェックしてください。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 の「該当なし」にチェックしてください。

No.	安全要件	確認結果
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。	☐ 適合
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。	☐ 適合
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。	☐ 適合
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。	☐ 適合
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。	☐ 適合

No.	安全要件	確認結果
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 (ア) 受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 (イ) 生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報	☐ 適合
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。	☐ 適合
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。	☐ 適合
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。	☐ 適合 ☐ 該当なし
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。	☐ 適合
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。	☐ 適合

3 受注者の確認及び誓約

- ・受注者は、本書の記載内容が真実かつ正確であり、利用する生成 AI が本書「2 安全要件への適合確認」（以下、「適合確認」という。）に掲げる安全要件に適合していることを確認するとともに、生成 AI の利用に当たり、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守します。再委託先等に生成 AI を利用させる場合は、仕様書別紙「9 再委託」に定めるところにより、当該再委託先等にも遵守させます。（再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、適合確認 No. 9 については「該当なし」となります。）
- ・受注者は、生成 AI に入力等する情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定し、仕様書別紙「4 入力等条件」(1)に定める生成 AI に入力等をしてはならない情報を入力等しないことを誓約します。
- ・受注者は、同意取得個人情報生成 AI に入力等する場合、仕様書別紙「4 入力等条件」(3)に定める確認を行うとともに、当該確認に係る記録を保持し、発注者の求めに応じて提示します。
- ・本書の提出及び発注者による生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡又は仕様書別紙「3 生成 AI を利用するための条件及び手続」(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び仕様書別紙に基づく義務及び責任を免除し、又は軽減するものではないことを確認します。

以上について確認し、誓約します。

提出日	令和 年 月 日
商号又は名称	
代表者氏名	印
作成者 (担当部署/氏名)	担当部署： 氏名：
連絡先 (電話番号/メールアドレス)	電話番号： メールアドレス：

提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出前に、この一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出時に御提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書【様式 1】	1 部		
2	競争参加資格確認資料【様式 2】	1 部	各項目の照合資料を添付すること。	
3	使用印鑑届【様式 3】	1 部	代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から 3 か月以内）を提出すること。 ※ただし、一度提出していただいた書面は、競争参加資格の認定期間中は有効（最長 2 年間）のため、写しを提出すること。なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出すること。	
4	委任状（復代理委任状）又は年間委任状【様式 4】	1 部	代表者から委任を受けた代理人の方が入札される場合は委任状を、代表者から委任を受けた代理人の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合は年間委任状を、印鑑証明書正本（原本発行日から 3 か月以内）を添付して提出すること。 （また、代理人から委任を受けた復代理人の方が入札される場合は復代理委任状を提出すること。） ※ただし、一度提出していただいた年間委任状及び印鑑証明書正本は、競争参加資格の認定期間中は有効（最長 2 年間）のため、写しを提出すること。なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出すること。	
5	印鑑証明書正本 （原本発行日から 3 か月以内）	1 部	※ただし、競争参加資格の認定期間中に一度提出している場合、印鑑証明書正本の提出は不要とする。	
6	返信用封筒【長 3 号・切手 460 円貼付】	1 部	競争参加資格確認結果通知の返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460 円）の切手を貼った長 3 号封筒を添付すること。	

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- ※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※2 連絡先（電話番号） 1 ：
連絡先（電話番号） 2 ：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

令和 8 年10月21日付で公告のありました「令和 8 年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 掲示文兼入札説明書 4（5）から（9）への適合状況を記載した書面：様式 2（添付書類を含む。）

本競争に必要な「業務区分」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新

☐業務区分又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

様式2

競争参加資格確認資料

項目	適合状況※1	照合資料（カッコ内に資料名称、該当頁等を記入） ※2
4（5）保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づく損害保険業免許を受けている者であることの証明		損害保険免許交付書（写）
		金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」 http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html
4（6）東京都に本支店又は営業所等、若しくは保険代理店があることの証明		ディスクロージャー誌
		その他（ ）
4（7）財産保険（オールリスク型特約、電氣的機械的担保特約を含む）の商品を保有していることの証明		約款（ ）
4（8）直近事業年度において、次のいずれかの格付け機関において「A」以上の格付けを有することの証明		会社案内
		格付機関発行資料（写）
		その他（ ）
4（9）直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が200%以上であることの証明		有価証券報告書（ ）
		その他（ ）

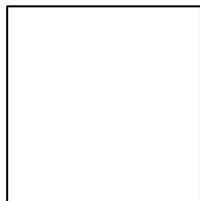
※1 「○」：参加資格を満たしている。「×」：参加資格を満たしていない。

※2 各項目の照合資料は印刷したものを添付すること。

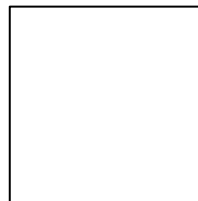
様式3

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復代理委任状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和８年度東京
都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険に関し、下記の権限を委任しま
す。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店
 氏 名 支店長 ○○ ○○ 印

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店 ○○部
 氏 名 ○○ ○○ 印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和8年度東京
都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険に関し、下記の権限を委任しま
す。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所
 商号又は名称
 代 表 者

(受任者) 住 所
 氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

本件責任者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担 当 者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○○-○○○○

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含めない場合に使用可)

復代理委任狀

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和８年度東京都市再生整備事業（仮称）の業務執行に係る損害保険に關し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店
 氏 名 支店長 ○○ ○○

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店 ○○部
 氏 名 ○○ ○○

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先（電話番号） 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先（電話番号） 2 : ○○-○○○○-○○○○

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構 御中

(委任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

(受任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、

〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約

〔 本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部 〕

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構 御中

宛先は機構宛

本部長名等は記載しなくても良い

(委任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

印

代理人（受任者）使用印

私は上記の者を代理人として定め、独立行政法人都市再生機構の発注する、

〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約

〔 本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部 〕

委任状を提出したい種別に○を付ける
(複数選択可)

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

委任状を提出したい本部等名に○を付ける
(複数選択可)

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

代理人（受任者）
使用印鑑

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

様式 5

(本人の場合)

入 札 書

金 円也（非課税）

ただし、令和8年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険

入札及び入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印 ※

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合)

入 札 書

金 円也（非課税）

ただし、令和8年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険
入札及び入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※2 連絡先（電話番号） 1 ：
連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦 殿 (令和8年度東京都新宿区西新宿の西新宿七丁目ビルに係る損害保険) 入札書 (押印省略)	封 住所 氏名

- ※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 封筒の中には入札書のみ入れ、それ以外の書類は入れないこと。